

青森市の介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の構成（案）（平成29年4月1日から実施予定）

1 介護予防・生活支援サービス事業（対象：要支援1～2、基本チェックリスト該当者）

(1) 訪問型サービス

○ 現行の訪問介護相当のサービス

○ 多様なサービス

・ 訪問型サービスC（短期集中予防サービス）

(2) 通所型サービス

○ 現行の通所介護相当のサービス

○ 多様なサービス

・ 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）

・ 通所型サービスC（短期集中予防サービス）

(3) 介護予防ケアマネジメント

＜青森市の新しい総合事業構成（案）（事業名は仮称）＞

① 介護予防訪問介護相当事業（現：介護予防訪問介護）

■ 現行の基準に基づく訪問介護員による身体介護・生活援助

② 訪問型介護予防相談支援事業（現：訪問型介護予防事業）

■ 保健師・看護師による閉じこもり等の方への訪問相談支援

③ 訪問型介護予防指導事業（現：介護予防モデル事業「元気わくわく教室」）

■ リハビリテーション専門職による生活機能の課題に対応した訪問指導※1（※2と組み合わせ）

④ 介護予防通所介護相当事業（現：介護予防通所介護）

■ 現行の基準に基づく通所介護事業所での日常生活上の支援・機能訓練

⑤ 通所型（基準緩和）介護予防事業（現：介護予防モデル事業「元気アップ教室」）

■ 介護事業所での運動機能向上プログラム及び認知症予防プログラムの提供

⑥ 通所型（短期集中）介護予防事業（現：介護予防モデル事業「元気わくわく教室」）

■ 介護事業所での運動器・栄養改善・口腔機能向上の複合プログラムの提供※2（※1と組み合わせ）

⑦ 介護予防ケアマネジメント事業（現：介護予防ケアマネジメント事業）

■ 要支援者及び基本チェックリスト該当者への介護予防や生活支援サービスのケアプラン作成等

2 一般介護予防事業（全ての高齢者、高齢者支援に関わる者）

(1) 介護予防把握事業（支援を要する者の早期発見のための情報収集等）

⑧ 介護予防把握事業（現：二次予防事業対象者把握事業）

■ 閉じこもり等何らかの支援を必要とする方を早期に把握し、住民主体の介護予防の場へつなぐ

(2) 介護予防普及啓発事業（介護予防教室開催等）

⑨ 介護予防教室事業（現：一次予防事業）

■ 地域住民が主体的に介護予防活動に取り組めるようロコモ予防体操等の普及啓発と場づくりを支援

⑩ 高齢者生きがい事業（健康農園）（現：高齢者生きがい事業（健康農園））

■ 健康農園での耕作等を通じた健康づくり及び介護予防の場の提供

(3) 地域介護予防活動支援事業（ボランティア等人材育成等）

⑪ 介護予防の場づくり支援事業（現：住民主体のつどいの場づくり支援事業）

■ 地域住民へのロコモ予防体操等の指導、介護予防の場づくり支援及び在宅介護支援センター等の後方支援

⑫ ボランティアポイント制度実施事業（現：ボランティアポイント制度実施準備事業）

■ 高齢者が施設や地域でボランティア活動を行った際のボランティアポイントの付与

⑬ こころの縁側づくり事業（現：こころの縁側づくり事業）

■ 高齢者の生きがいと仲間づくりを目的に、地域の交流の場（こころの縁側）づくりを支援

(4) 一般介護予防事業評価事業（一般介護予防事業等の評価）

⑭ 一般介護予防事業評価事業（現：事業名なし）

■ 市が実施する「新しい総合事業」の評価を実施

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業（専門職による指導・助言等）

⑮ 地域リハビリテーション活動支援事業（地域リハビリテーション活動支援事業）

■ リハビリテーション専門職等の知見を活かした介護予防活動に関する技術的助言